



第2次甲斐市地域福祉計画

平成29年度～平成33年度



甲斐市



はじめに

近年、家族や社会の姿、また人々のライフスタイルが変化する中
にあって、少子高齢化が進み、高齢者や障がい者など支援が必要
な人が増加しています。加えて、複雑な問題を抱えた生活困窮者、
ひきこもりなど、地域において課題を抱えた人を支援する仕組みづく
りが必要となっています。



本市では、市民誰もが、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられるまち
づくりを推進するための指針として、平成24年3月に初めて「甲斐市地域福祉計画」を策定しました
が、この計画期間が平成28年度で終了すること、また国における新たな法整備による変化を踏まえ、
「第2次甲斐市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、今後とも「一人ひとりが手をつなぎ ぬくもりあふれる福祉のまちづくり」を基本理念とし、
「人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり」、「地域生活を支える協働のまちづくり」、「誰もが利
用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり」、「安全で安心して暮らせる快適なまちづくり」の4つを
基本目標としています。この目標には、市民、地域、関係団体、行政が互いに連携しながら取り組ん
でいくとともに、「第2次甲斐市総合計画」にも掲げている「健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち」づ
くりを推進していきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました甲斐市保健福祉推進協議
会をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様から感謝申し上
げます。

平成29年3月

甲斐市長

保坂 武

目 次

第1章 地域福祉計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 地域福祉計画の位置づけ及び個別計画との関連性	2
3 計画策定の経過	3
4 計画期間	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 地域福祉に関する現状	5
2 アンケート調査結果	19
第3章 計画の基本理念と基本目標	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系	34
第4章 地域福祉推進のための施策	35
基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり	35
◎基本施策(1) 地域福祉への意識啓発	35
◎基本施策(2) 地域における交流と生きがいづくり	35
◎基本施策(3) 地域における協力体制の構築	36
◎基本施策(4) ボランティア活動の推進	36
基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり	37
◎基本施策(1) 地域福祉ネットワークの充実	37
◎基本施策(2) 地域を支える担い手づくり	38
基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり	39
◎基本施策(1) サービスが利用しやすい仕組みづくり	39
◎基本施策(2) 誰もが相談しやすい体制づくり	40
基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり	41
◎基本施策(1) すべての人にやさしいまちづくり	41
◎基本施策(2) 健康で暮らせるまちづくり	42
◎基本施策(3) 住みやすいまちづくり	42
◎基本施策(4) 安心して暮らせるまちづくり	43
第5章 計画の推進に向けて	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の点検・評価	45
資料編	47
1 策定の経過	47
2 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿	48
3 用語説明	49

第1章 地域福祉計画策定の背景と目的

第1章 地域福祉計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化や家族のあり方が多様化していることを受け、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化し、地域における社会的なつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

また、高齢者・障がい者・子どもへの虐待、更に生活困窮や自殺といった様々な社会的な問題が生じてきており、福祉分野に求められるニーズは複雑化・多様化しています。

これまでの福祉は、行政の制度による「公助」での画一的なサービスの提供により推進されてきましたが、地方分権化の進行などにより、行政だけでは住民の福祉に対する多種多様なニーズに対応しきれない状況にあります。

これからは、住民自らが自立する「自助」、地域でのお互いの助け合いである「互助」、介護保険等の制度化された支え合いの仕組みで助け合う「共助」、そして、自助・互助・共助を支え、活かす行政による「公助」という考え方が重要です。この地域に住む誰もがまちづくりに主体的に参加し、支え合う「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を基盤とした地域福祉を推進していく必要があります。

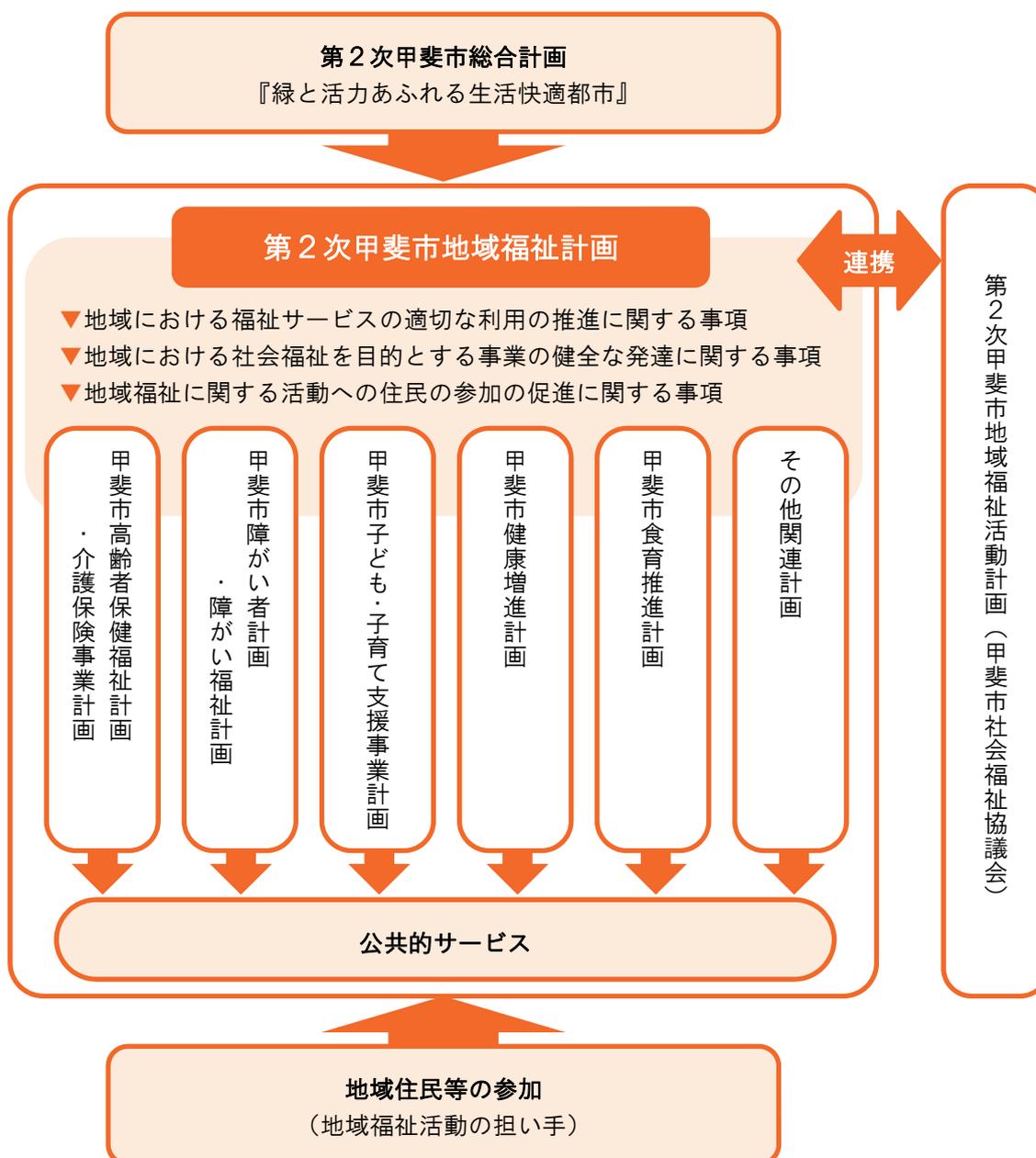
▼近年の福祉に関する主な法律

施行年	法律名
平成12年	介護保険法
	社会福祉法（社会福祉事業法からの改正）
	児童虐待の防止等に関する法律
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成18年	障害者自立支援法
	高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	自殺対策基本法
平成24年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法、障害者自立支援法からの改正）
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成27年	子ども・子育て支援法
	生活困窮者自立支援法
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
	改正自殺対策基本法

2 地域福祉計画の位置づけ及び個別計画との関連性

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村福祉計画」として策定し、本市における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。

また、本計画は、「第2次甲斐市総合計画」を上位計画とし、障がい者計画、障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、他の個別計画との整合性を図るとともに、甲斐市社会福祉協議会の「第2次甲斐市地域福祉活動計画」との連携を図りながら推進します。



3 計画策定の経過

社会福祉法に基づき、「甲斐市地域福祉計画」の策定にあたっては、住民、社会福祉関係者、住民団体などの意見を反映させることが必要です。本市では、保健・福祉事業に関する事項を審議するため、学識経験者や保健・医療・教育・福祉関係者、関係住民団体等の代表者等の21名で構成する甲斐市保健福祉推進協議会を設置しています。そこで、同協議会を地域福祉計画の策定委員会として位置づけ、計画の策定に関し、必要な事項について審議を進めてきました。

庁内における関係課職員と、市社会福祉協議会の協力を得て、本市における地域福祉の現状と課題の把握、具体的な取組など計画内容の調整を行いました。

また、広く市民のニーズを計画に反映させるために、平成28年7月に住民向けの地域福祉に関する意識調査（アンケート）を実施しました。保健福祉推進協議会は平成28年6月から平成29年2月にかけて開催し、審議・検討の結果、計画案の公表、パブリックコメント制度による住民の意見募集を経て、「第2次甲斐市地域福祉計画」を策定しました。

4 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
総合計画	第1次 (H18～)					第2次 (～H37)						
地域福祉計画		第1次				第2次						
障がい者計画	第1次 (H19～)					第2次						
障がい福祉計画		第3期			第4期							
高齢者保健福祉計画		第6次			第7次							
介護保険事業計画		第5期			第6期							
次世代育成支援地域行動計画	(H22～)											
子ども・子育て支援事業計画					(H27～31)							
健康増進計画		第2次				第3次						
食育推進計画		第1次				第2次						
地域福祉活動計画(社協)	第1次					第2次						

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

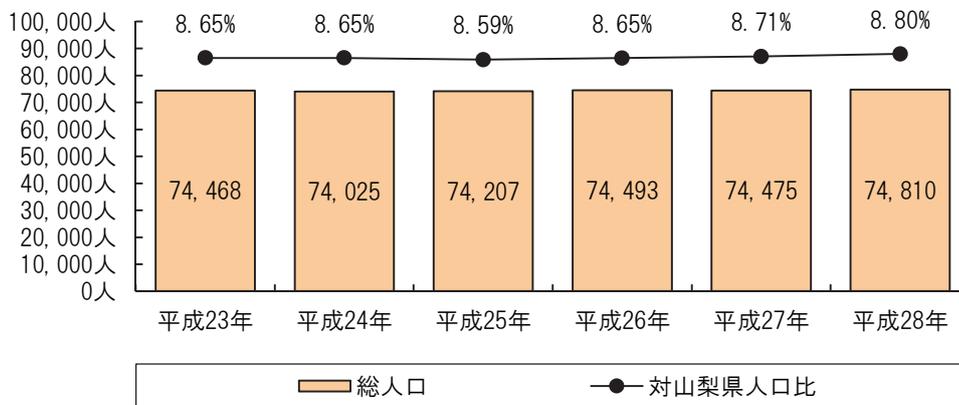
1 地域福祉に関する現状

1. 福祉に関連する甲斐市の現状

(1) 総人口

甲斐市の総人口をみると、平成28年の住民基本台帳人口では74,810人となっており、平成23年以降、微増減を繰り返しています。対山梨県人口比をみると、平成23年以降、およそ9%程度で推移しています。

▼甲斐市の総人口と対山梨県人口比の推移

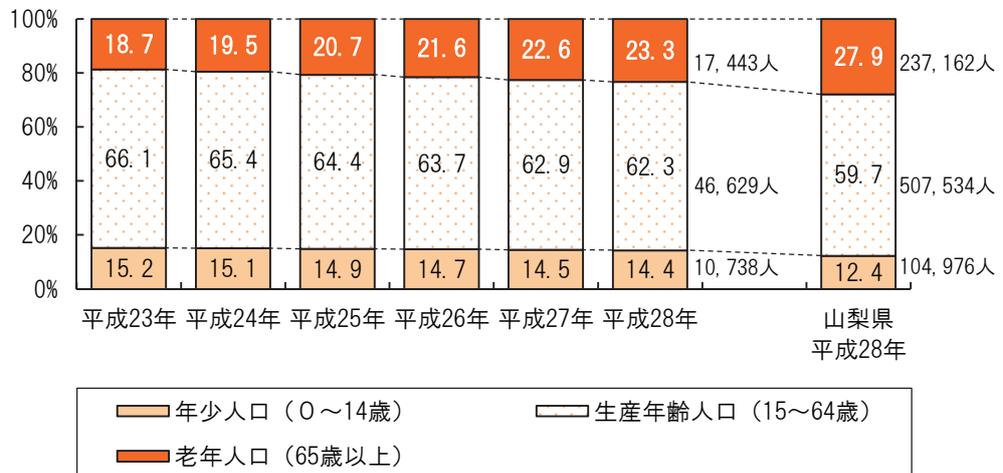


資料：住民基本台帳（平成28年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口をみると、老年人口割合が平成25年に20%を上回り、平成28年には23.3%となっています。山梨県と比べると高齢化率はやや低くなっているものの、本市でも着実に高齢化が進行しています。

▼年齢3区分別人口の推移

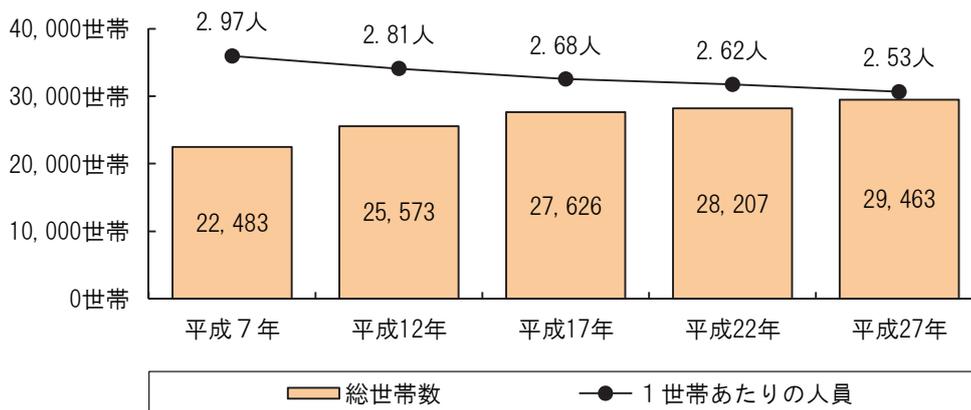


資料：住民基本台帳（平成28年4月1日現在）
住民基本台帳人口 [都道府県別]（総務省自治行政局住民制度課）

(3) 世帯数及び平均世帯人員

世帯数をみると、平成27年には29,463世帯となっており、平成7年以降、増加傾向にあります。一方、平均世帯人数をみると、平成27年には2.53人となっており、平成7年以降、減少傾向にあります。

▼世帯数及び平均世帯人数の推移

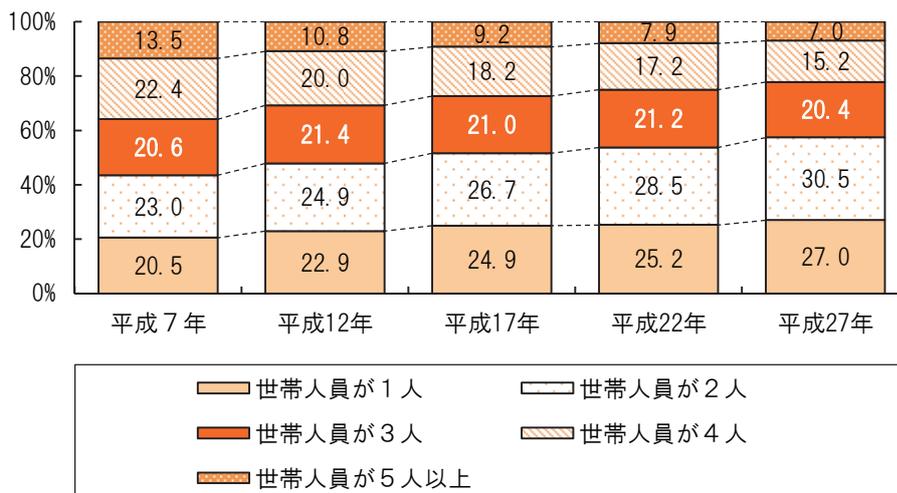


資料：国勢調査

(4) 世帯構成

世帯構成をみると、世帯人員が1人、世帯人員が2人は増加傾向にあります。一方、世帯人員が4人、世帯人員が5人以上は減少傾向にあり、単身世帯化が進行していることがわかります。

▼世帯構成の推移

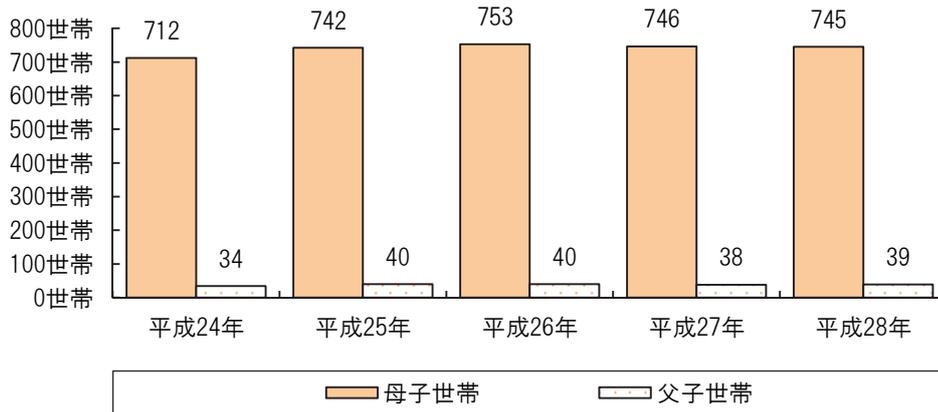


資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯

母子世帯数・父子世帯数をみると、平成28年には母子世帯が745世帯、父子世帯が39世帯となっており、平成24年以降、微増減を繰り返しています。

▼母子世帯数・父子世帯数の推移

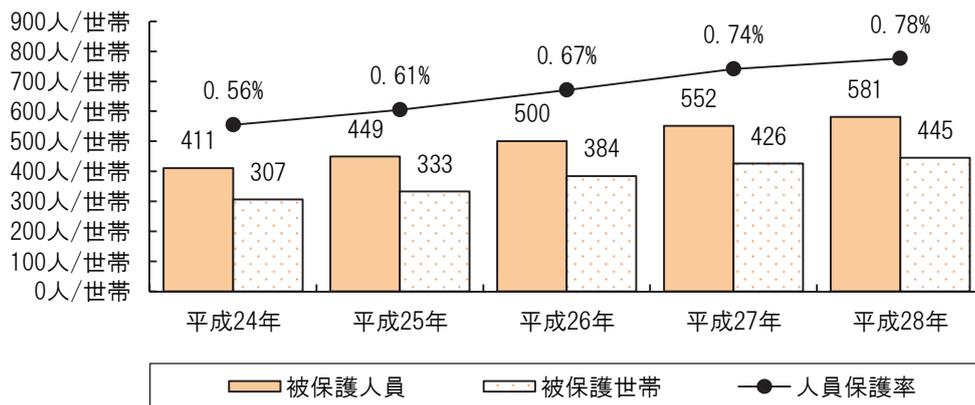


資料：子育て支援課（各年1月1日現在）

(6) 生活保護の状況

生活保護の人員、世帯数をみると、平成28年には被保護人員が581人、被保護世帯が445世帯となっており、平成24年以降、増加傾向にあります。

▼生活保護の人員、世帯数の推移



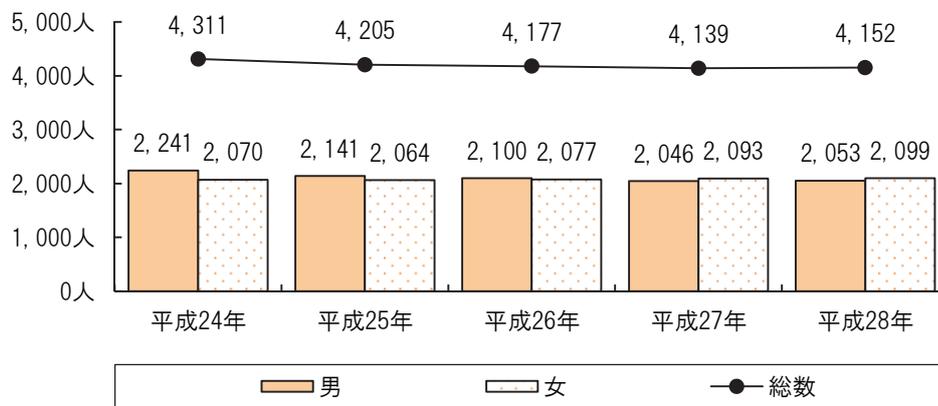
資料：福祉課（各年4月1日現在）

2. 児童の福祉に関する現状

(1) 児童人口の推移

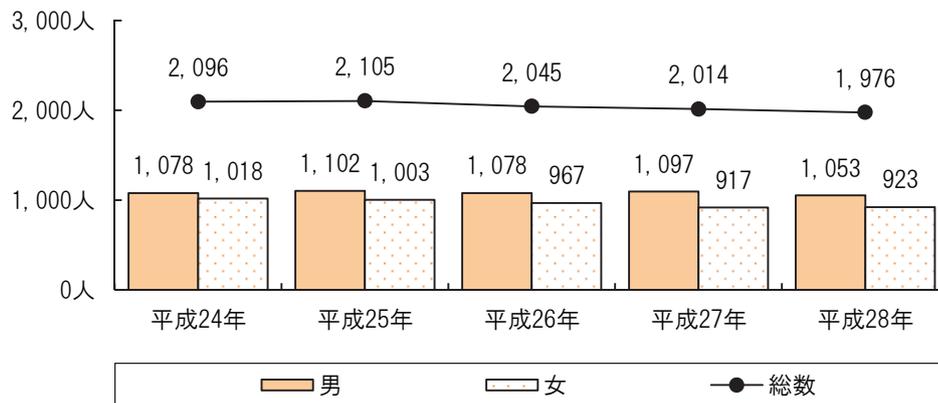
小学校児童数をみると、平成24年以降、平成27年までは減少傾向にありましたが、平成28年には13人増え、4,152人となっています。中学校生徒数をみると、平成28年には1,976人となっており、平成24年以降、減少傾向にあります。

▼小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

▼中学校生徒数の推移

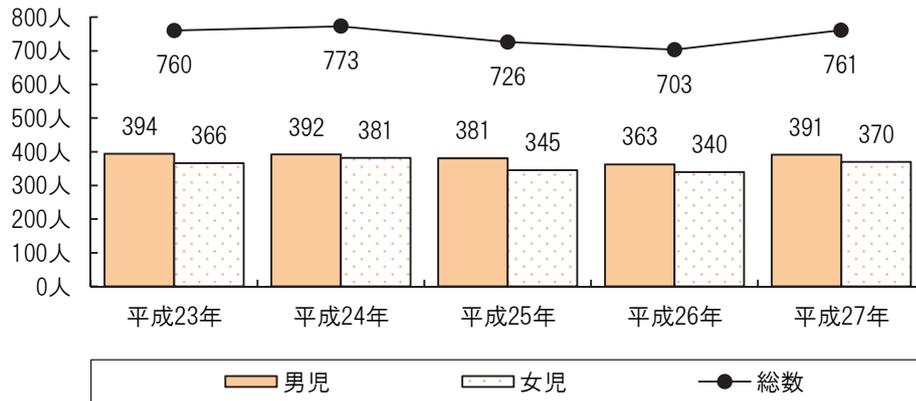


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 出生数の推移

出生数をみると、平成27年には男児が391人、女児が370人となっています。総数は、平成23年以降、平成26年までは減少傾向にありましたが、平成27年には58人増え、761人となっています。

▼出生数の推移

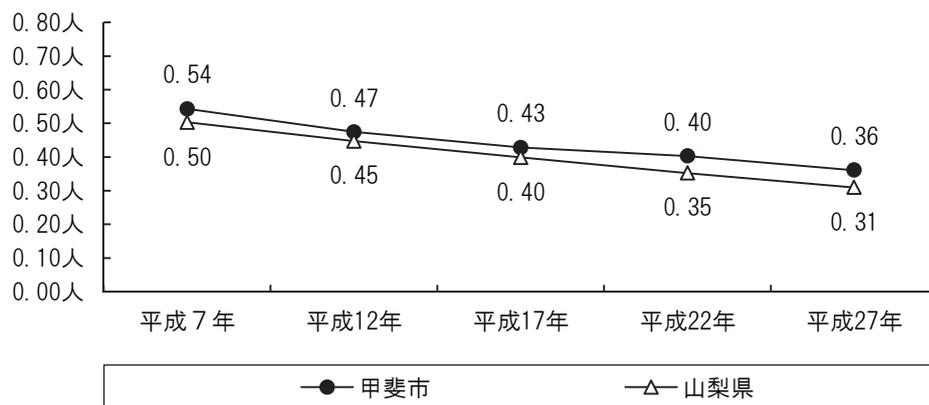


資料：市民窓口課（各年4月1日現在）
※平成24年7月から外国人住民を含む

(3) 世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）

世帯あたりの年少人口をみると、平成27年には0.36人となっており、平成7年以降、減少傾向にあります。

▼世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）の推移



資料：国勢調査

(4) 家庭相談員相談件数

家庭相談員相談件数をみると、平成27年度には3,533件となっています。相談種別にみると、養護相談が2,327件と最も多くなっています。

▼家庭相談員相談件数（平成27年度）

(単位：件)

相談種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 養 談 護	児童虐待相談	89	57	140	50	55	67	94	102	133	78	82	84	1,031
	その他相談	114	102	361	104	113	105	94	76	44	72	51	60	1,296
保健相談		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	5
障 害 相 談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達相談	1	0	1	1	0	2	2	1	3	0	0	0	11
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症等相談	13	17	46	19	1	1	14	4	4	4	7	9	139
	知的障害相談	0	0	2	4	0	0	1	0	2	2	0	5	16
相 非 談 行	ぐ犯行為相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	触法相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育 成 相 談	性格行動相談	14	11	49	0	0	23	12	11	11	6	5	10	152
	不登校相談	10	7	44	9	11	8	6	12	37	12	10	16	182
	適正相談	0	0	0	2	1	1	4	1	2	1	0	0	12
	育児・しつけ相談	4	0	1	2	2	0	1	0	0	1	2	4	17
その他の相談		57	73	60	55	62	80	53	51	53	32	49	46	671
合計		304	267	704	246	245	287	283	258	289	208	206	236	3,533

資料：子育て支援課（平成28年3月31日現在）

(5) 母子・父子自立支援員相談件数

母子・父子自立支援員相談件数は650件で、そのうち解決したものは159件となっており、継続した支援が必要となっています。

▼母子・父子自立支援員相談件数（平成27年度）

（単位：件）

区分		相談件数 A	解決件数 B	翌年度への 繰越件数 C = A - B	相談回数
生活一般	住宅	17	5	12	17
	医療・健康	71	20	51	60
	家庭紛争	40	9	31	48
	就労	42	26	16	127
	結婚	1	1	0	1
	養育費	31	0	31	1
	借金	8	0	8	1
	その他	43	5	38	50
	小計	253	66	187	305
児童	養育	176	55	121	653
	教育	79	13	66	139
	非行	6	3	3	4
	就職	5	1	4	11
	その他	56	8	48	38
	小計	322	80	242	845
経済的支援・生活保護	母子・父子福祉資金	9	3	6	6
	寡婦福祉資金	0	0	0	0
	公的年金	1	1	0	1
	児童扶養手当	3	2	1	8
	生活保護	10	1	9	13
	税	4	2	2	6
	その他	48	4	44	37
	小計	75	13	62	71
合計	650	159	491	1,221	

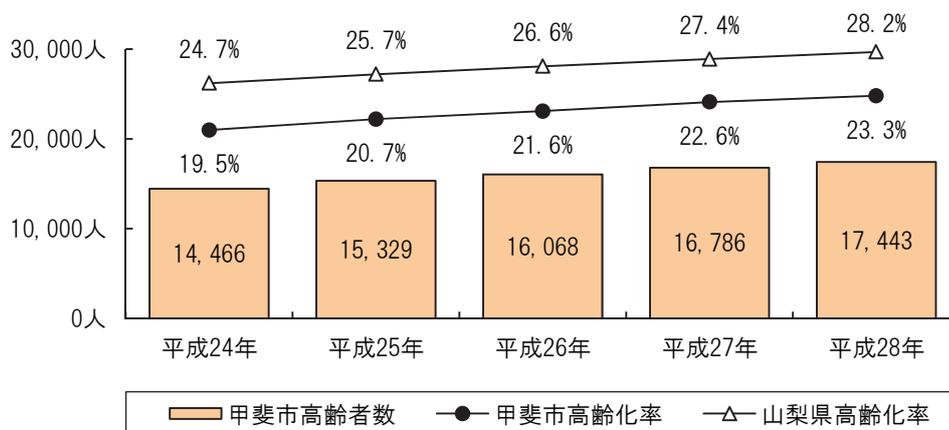
資料：子育て支援課（平成28年3月31日現在）

3. 高齢者の福祉に関する現状

(1) 高齢者数と高齢化率

高齢者数をみると、平成28年には17,443人となっており、平成24年以降、増加傾向にあります。また、高齢化率をみると、山梨県と比べると低くなっているものの、平成28年には23.3%となっており、平成24年以降、増加傾向にあります。

▼高齢者数と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）及び山梨県高齢福祉基礎調査

(2) 男女別平均寿命

男女別平均寿命をみると、平成22年には男性が80.0歳、女性が86.9歳と、女性のほうが高くなっています。山梨県と比較すると男女とも上回っています。

▼男女別平均寿命の推移

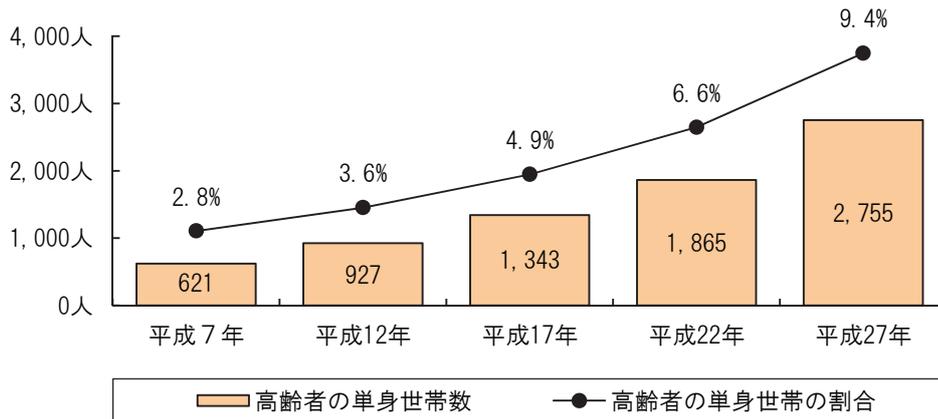
	平成7年		平成12年			平成17年		平成22年	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
旧竜王町	76.5	83.9	78.1	86.0	甲斐市	79.4	86.9	80.0	86.9
旧敷島町	76.4	83.2	77.6	85.0					
旧双葉町	76.8	83.7	78.9	84.9					
山梨県	76.8	83.7	77.9	85.2	山梨県	78.9	86.2	79.6	86.7

資料：（甲斐市）厚生労働省市区町村別生命表、（山梨県）厚生労働省都道府県別生命表

(3) ひとり暮らし高齢者数

ひとり暮らし高齢者数をみると、平成27年には2,755世帯となっており、平成7年以降、増加傾向にあります。また、全世帯に占める割合をみると、平成27年には9.4%となっており、平成7年以降、増加傾向にあります。

▼ひとり暮らし高齢者数と全世帯に占める割合の推移



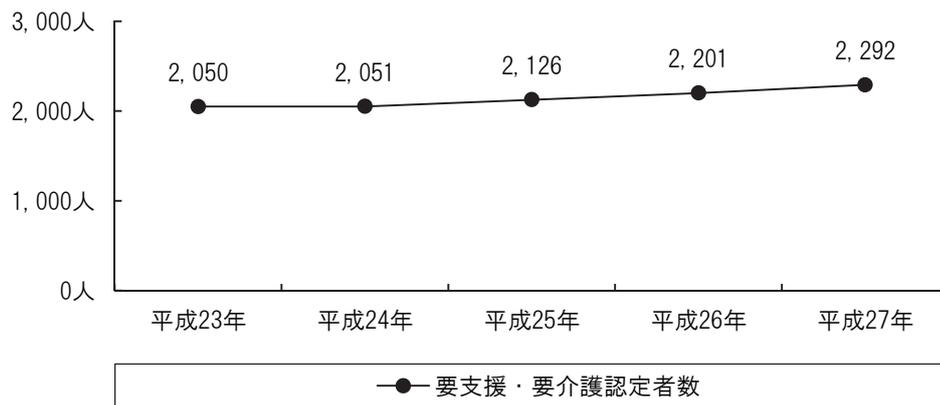
資料：国勢調査



(4) 要支援・要介護認定者数

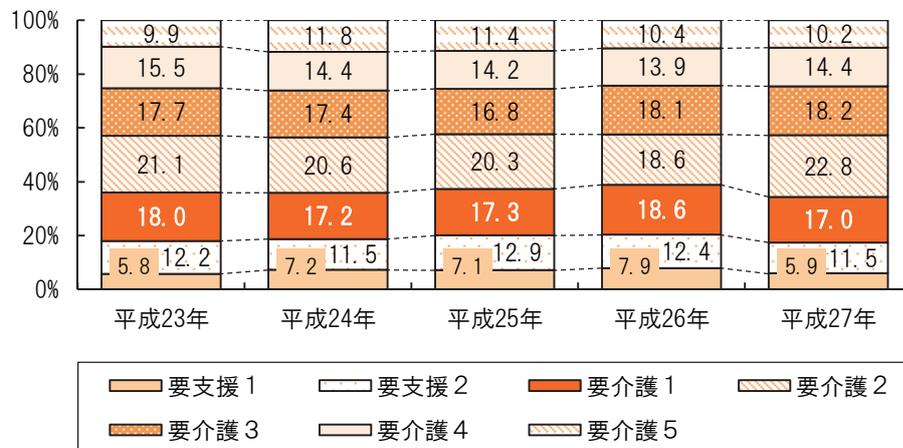
要支援・要介護認定者数をみると、平成27年には2,292人となっており、平成23年以降、増加傾向にあります。

▼要支援・要介護認定者数の推移



資料：長寿推進課（各年4月1日現在）

▼要支援・要介護認定者構成比の推移



資料：長寿推進課（各年4月1日現在）

4. 障がい者に関する福祉の現状

(1) 身体障害者手帳所持者の現状

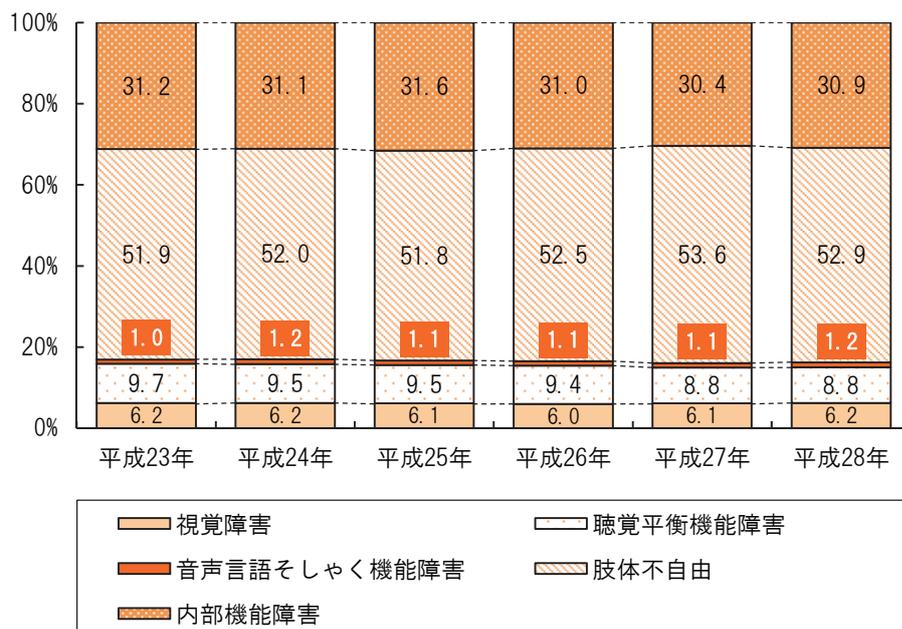
種類別身体障害者手帳所持者数をみると、平成28年には2,424人となっており、平成23年以降、微増減を繰り返しています。種類別構成比をみると、平成23年以降、肢体不自由が最も多く、平成28年では52.9%となっています。

▼種類別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
視覚障害	154人	157人	147人	146人	147人	150人
聴覚平衡機能障害	243人	241人	230人	230人	212人	213人
音声言語そしゃく 機能障害	26人	30人	26人	27人	27人	30人
肢体不自由	1,296人	1,312人	1,253人	1,282人	1,287人	1,283人
内部機能障害	780人	785人	765人	758人	730人	748人
合計	2,499人	2,525人	2,421人	2,443人	2,403人	2,424人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

▼種類別構成比の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

第2次甲斐市地域福祉計画

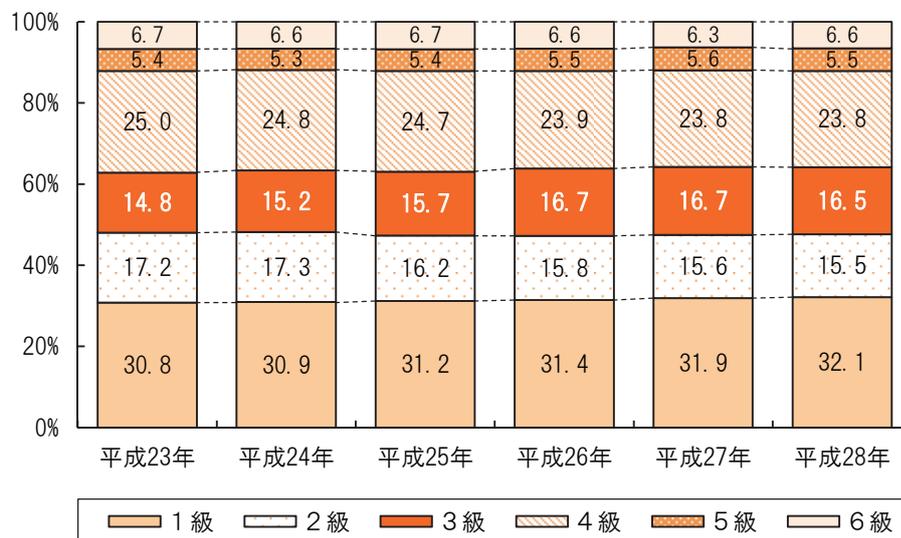
障がい等級別構成比をみると、平成23年以降、1級が最も多く、平成28年では32.1%となっています。

▼障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	770人	781人	755人	768人	766人	779人
2級	431人	436人	392人	386人	376人	376人
3級	370人	383人	381人	407人	402人	400人
4級	625人	625人	599人	585人	572人	576人
5級	135人	133人	131人	135人	135人	134人
6級	168人	167人	163人	162人	152人	159人
合計	2,499人	2,525人	2,421人	2,443人	2,403人	2,424人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

▼障がい等級別構成比の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 知的障がい者の現状

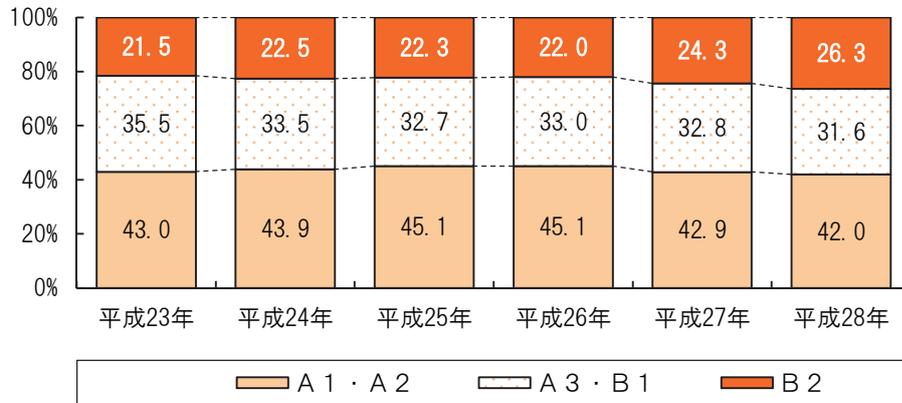
等級別療育手帳所持者数をみると、平成28年には395人となっており、平成23年以降、増加傾向にあります。等級別構成比をみると、平成23年以降、A1・A2が最も多く、平成28年では42.0%となっています。

▼等級別療育手帳所持者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
A1・A2	154人	156人	160人	160人	166人	166人
A3・B1	127人	119人	116人	117人	127人	125人
B2	77人	80人	79人	78人	94人	104人
合計	358人	355人	355人	355人	387人	395人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

▼等級別構成比の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 精神障がい者の現状

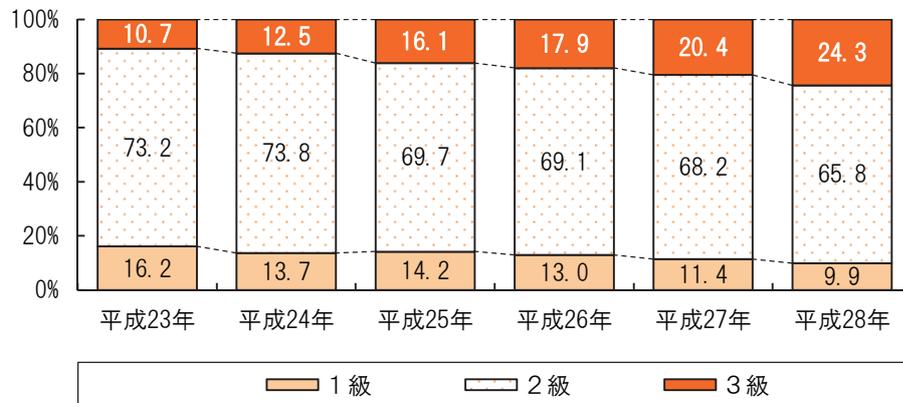
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成28年には514人となっており、平成23年以降、増加傾向にあります。等級別構成比をみると、3級が増加傾向にあり、平成28年では24.3%となっています。

▼等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	59人	54人	60人	58人	53人	51人
2級	267人	290人	294人	309人	317人	338人
3級	39人	49人	68人	80人	95人	125人
合計	365人	393人	422人	447人	465人	514人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

▼等級別構成比の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果

地域福祉に対する市民の考え方や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

▼調査概要

調査対象	甲斐市在住の20歳以上の方から無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成28年7月8日（金）～7月22日（金）
発送数	2,000人
回収数	1,173人
回収率	58.7%

※基数となるべき実数は調査数、Nとして記載しています。

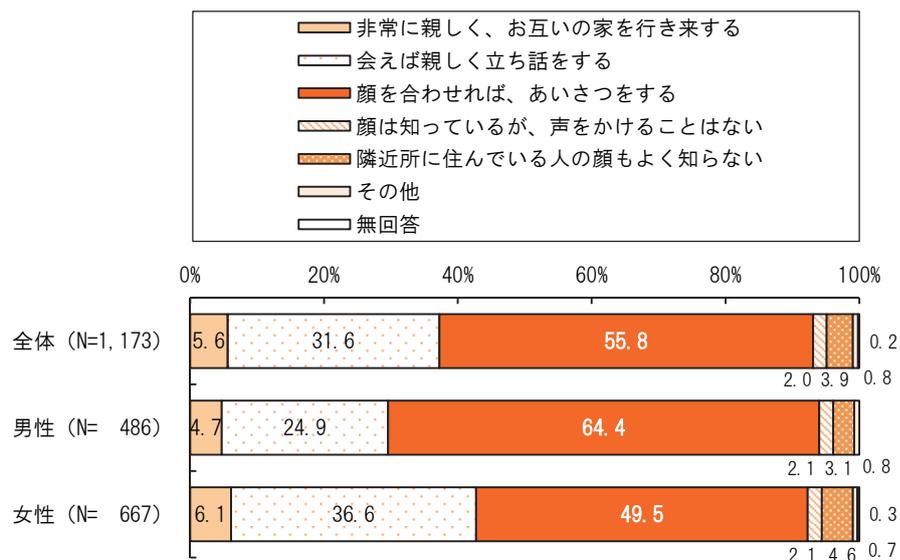
比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

1つの質問に2つ以上答えられる複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(1) 近所付き合い

- ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。

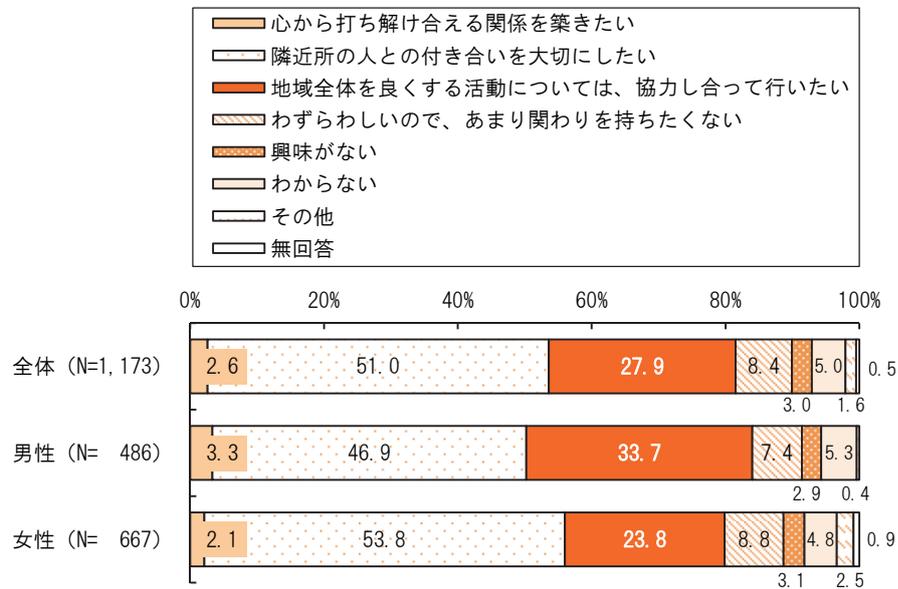
(当てはまる番号1つに○)



近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつをする」が55.8%と最も多く、次いで「会えば親しく立ち話をする」が31.6%、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」が5.6%などとなっています。

(2) 今後の近所付き合い

- あなたは今後、ご近所との関わりをどのようにしたいですか。
(当てはまる番号1つに○)

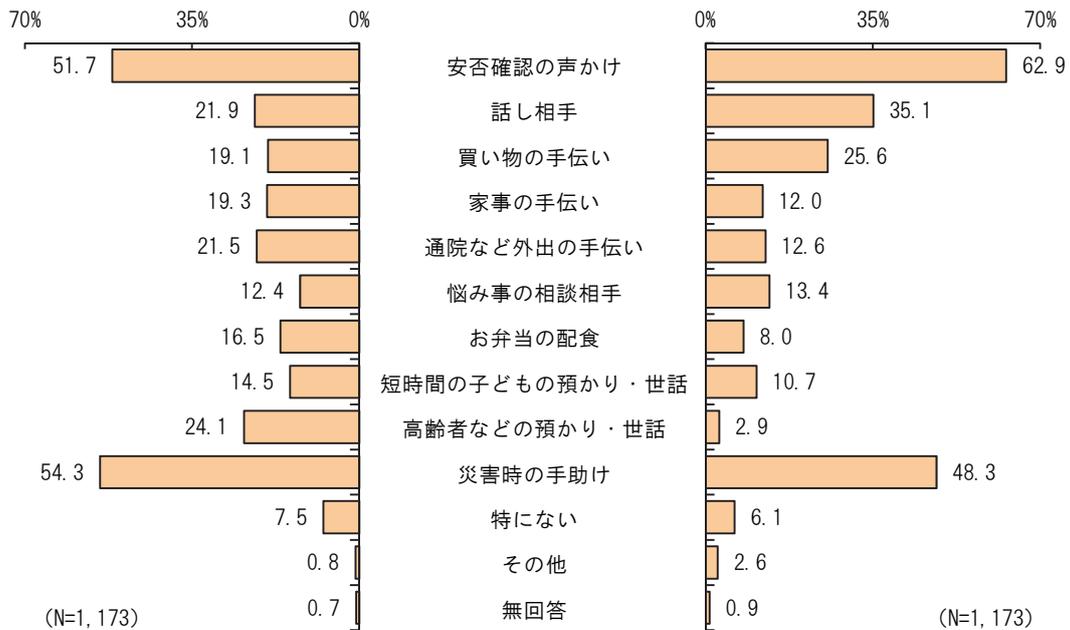


今後の近所付き合いは、「隣近所の人との付き合いを大切にしたい」が51.0%と最も多く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」が27.9%、「わずらわしいので、あまり関わりを持ちたくない」が8.4%などとなっています。



(3) 地域に希望する手助け・できると思う手助け

- あなたやご家族が、高齢や病気、または子育てなどで日常生活が不自由になった時、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。(当てはまる番号すべてに○)
- 隣近所に、高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたはどのような手助けができると思いますか。(当てはまる番号すべてに○)

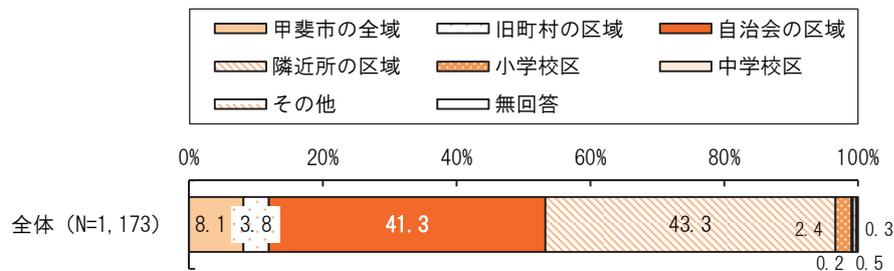


地域に希望する手助けは、「災害時の手助け」が54.3%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が51.7%、「高齢者などの預かり・世話」が24.1%などとなっています。

できると思う手助けは、「安否確認の声かけ」が62.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が48.3%、「話し相手」が35.1%などとなっています。

(4) 地域の範囲

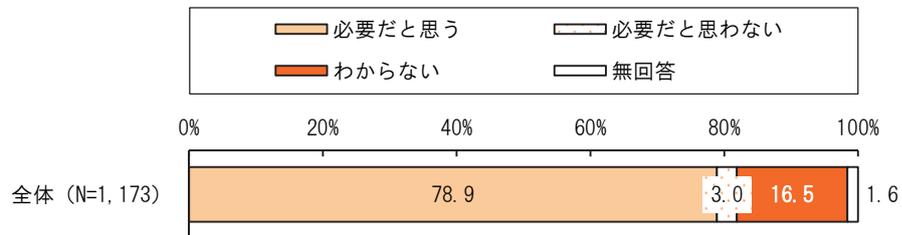
- 日常生活上、「地域で助け合う」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」とは、次のどの範囲ですか。(当てはまる番号1つに○)



地域の範囲は、「隣近所の区域」が43.3%と最も多く、次いで「自治会の区域」が41.3%「甲斐市の全域」が8.1%などとなっています。

(5) 住民相互の自主的な協力関係

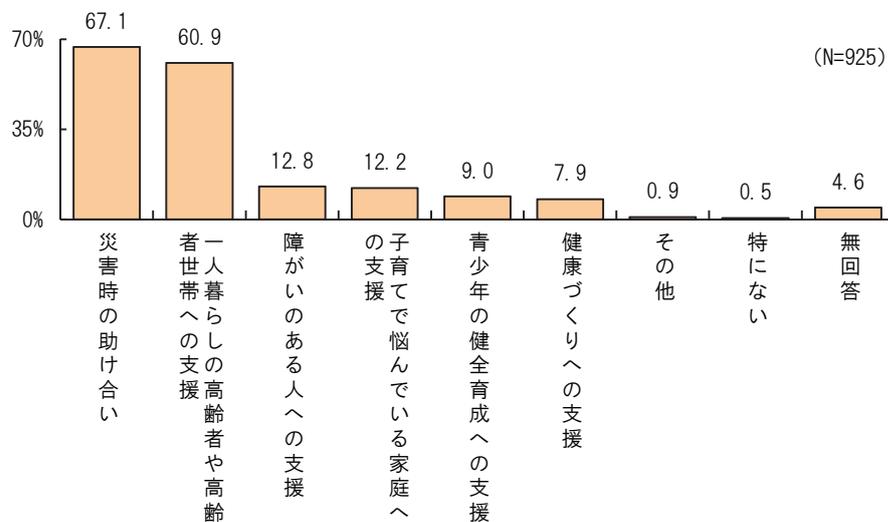
- あなたは、地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。(当てはまる番号1つに○)



住民相互の自主的な協力関係は、「必要だと思う」が78.9%、「必要だと思わない」が3.0%、「わからない」が16.5%となっています。

(6) 地域で協力することが特に必要な問題

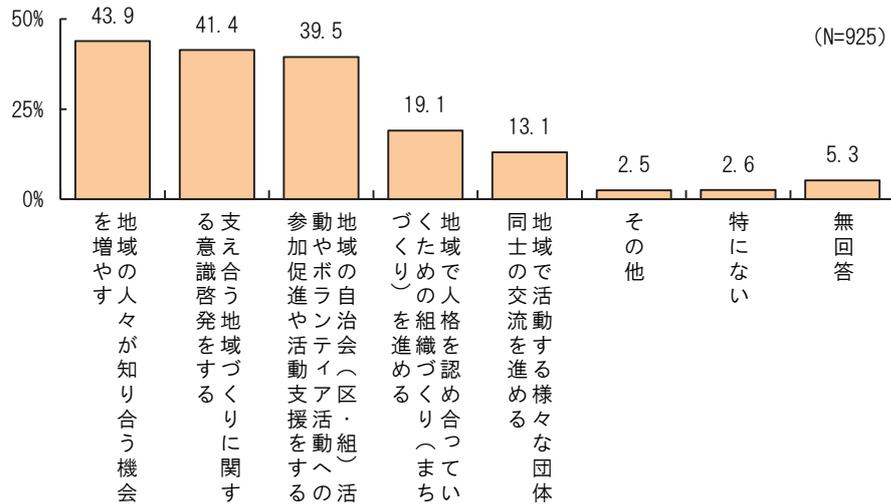
- (5) の間で「必要だと思う」に回答した方のみお答えください。
- 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。(当てはまる番号2つに○)



地域で協力することが特に必要な問題は、「災害時の助け合い」が67.1%と最も多く、次いで「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援」が60.9%、「障がいのある人への支援」が12.8%などとなっています。

(7) ともに支え合う地域づくりに必要な行政の支援

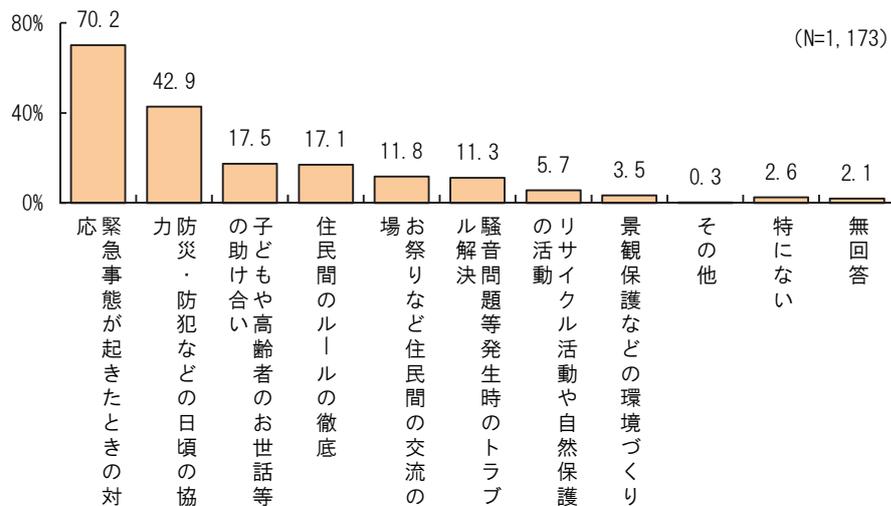
- 22ページ(5)の間で「必要だと思う」に回答した方のみお答えください。
- 住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために、甲斐市はどのような支援を行う必要があると思いますか。(当てはまる番号2つに○)



ともに支え合う地域づくりに必要な行政の支援は、「地域の人々が知り合う機会を増やす」が43.9%と最も多く、次いで「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が41.4%、「地域の自治会(区・組)活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」が39.5%などとなっています。

(8) 地域社会に期待すること

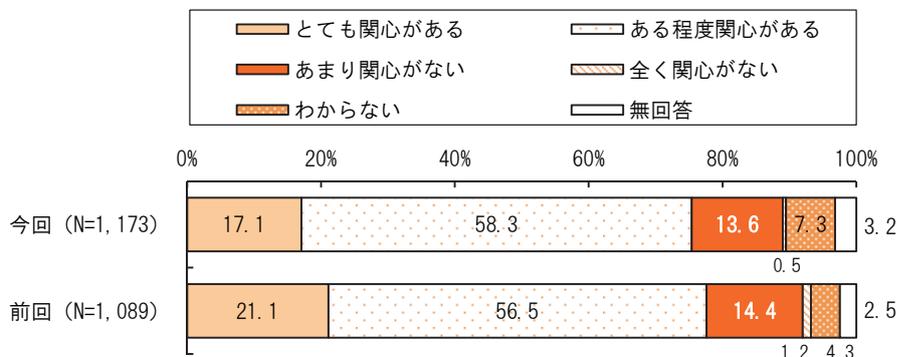
- あなたは、地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。(当てはまる番号2つに○)



地域社会に期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が70.2%と最も多く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が42.9%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」が17.5%などとなっています。

(9) 福祉への関心

- あなたは、「福祉」に関心がありますか。(当てはまる番号1つに○)



福祉への関心は、「ある程度関心がある」が58.3%と最も多く、次いで「とても関心がある」が17.1%、「あまり関心がない」が13.6%などとなっています。

(10) 参加したことがある分野

- ボランティア、NPO、地域活動で参加している分野、または参加したことがある分野は次のうちどれですか。(当てはまる番号すべてに○)



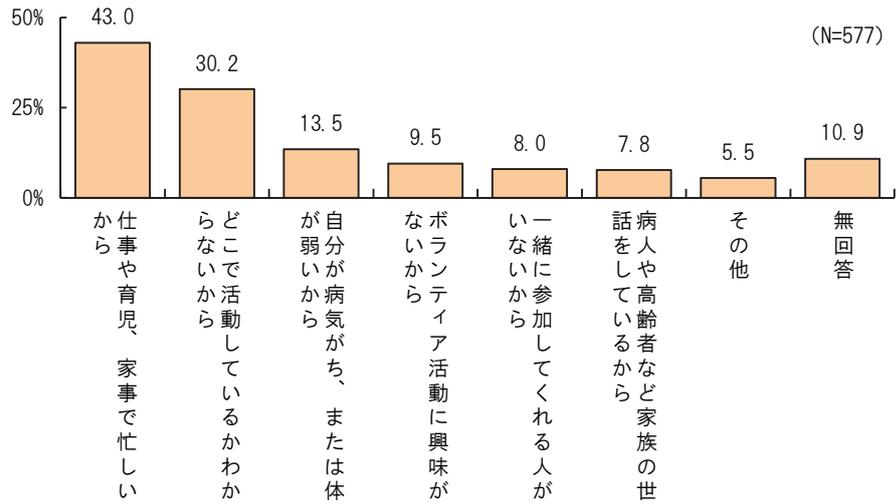
※紙面の都合上、選択肢内の()を省略しています。
 環境関係(自然愛護や清掃奉仕作業、リサイクル運動など)
 青少年のための活動(地域の子ども会活動等による健全育成支援など)
 高齢者への支援等(高齢者の見守り活動、寝たきり高齢者への支援、老人ホーム等の施設訪問など)
 障がいのある人への支援等(手話や音読等による支援や外出支援、施設訪問など)
 子育て関係(託児や子育て相談、育児サークルなどの支援や施設訪問など)
 保健・医療関係(健康教室等での指導・支援、通院支援など)

参加したことがある分野は、「環境関係」が23.9%と最も多く、次いで「青少年のための活動」が11.8%、「高齢者への支援等」が11.3%などとなっています。また、「参加したことがない(参加できない)」が49.2%となっています。

(11) 参加しない理由

- 24ページ(10)の間で「参加したことがない(参加できない)」に回答した方のみお答えください。

- どのような理由で参加しない(できない)のですか。
(当てはまる番号すべてに○)

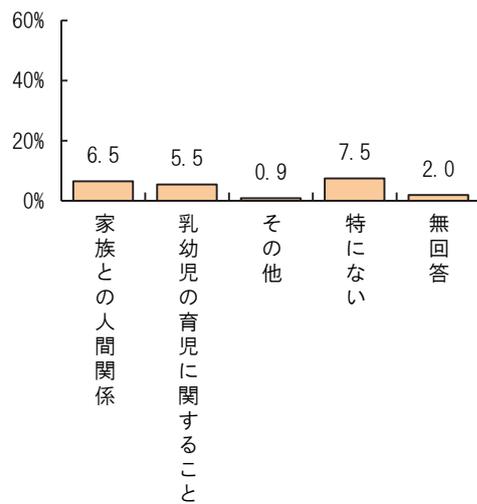
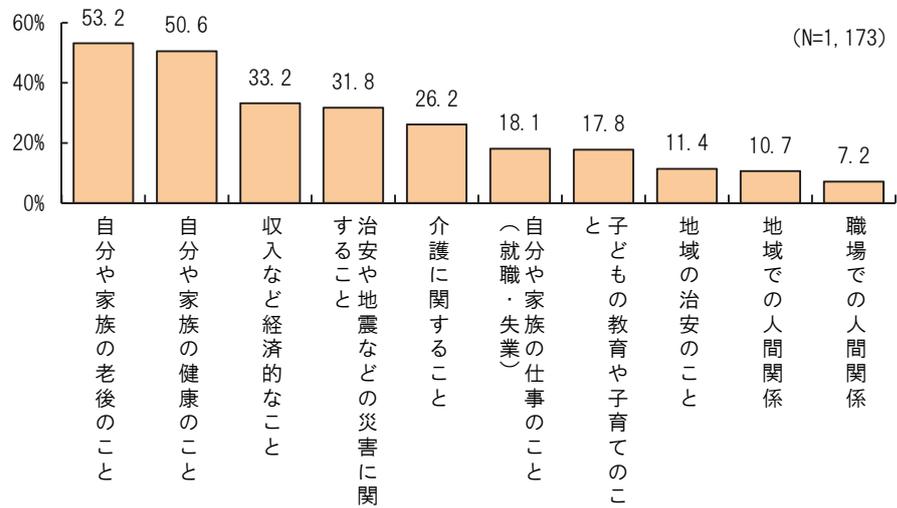


参加しない理由は、「仕事や育児、家事で忙しいから」が43.0%と最も多く、次いで「どこで活動しているかわからないから」が30.2%、「自分が病気がち、または体が弱いから」が13.5%などとなっています。



(12) 日頃悩んでいること

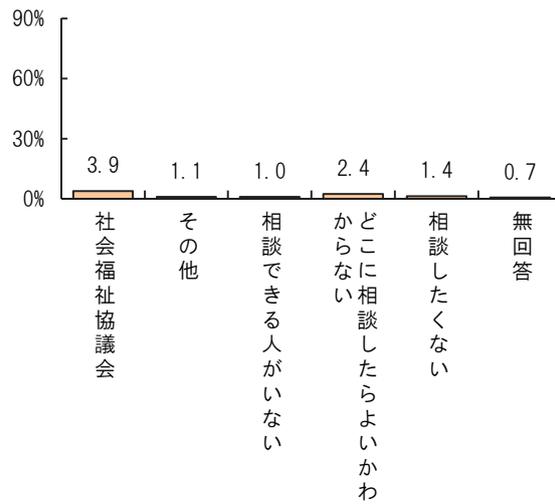
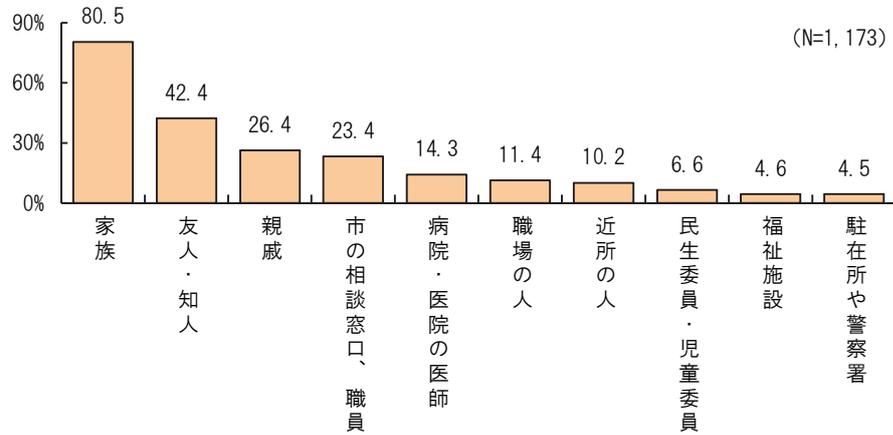
- あなたは、日頃の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。
(当てはまる番号すべてに○)



日頃悩んでいることは、「自分や家族の老後のこと」が53.2%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が50.6%、「収入など経済的なこと」が33.2%などとなっています。

(13) 相談したい相手

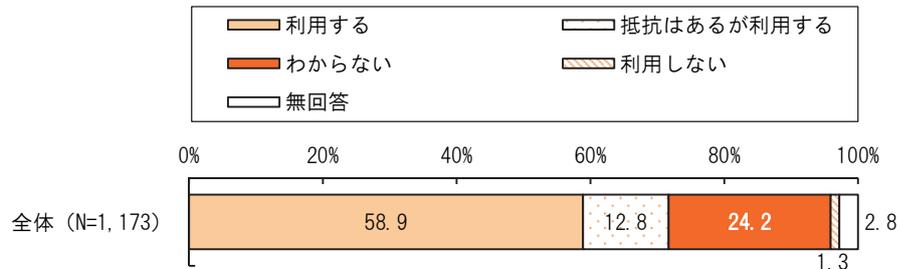
- 毎日の暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に相談してみたいと思いますか。
(当てはまる番号すべてに○)



相談したい相手は、「家族」が80.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が42.4%、「親戚」が26.4%などとなっています。

(14) 福祉サービスの利用

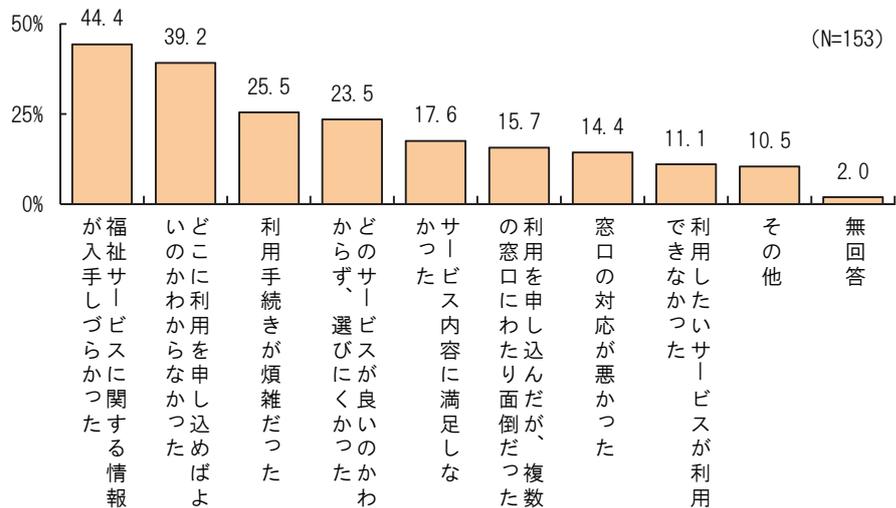
- あなた自身やあなたの家族に、福祉サービス（介護保険や障害者自立支援給付を含む）が必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。
（当てはまる番号1つに○）



福祉サービスの利用は、「利用する」が58.9%、「抵抗はあるが利用する」が12.8%、「わからない」が24.2%、「利用しない」が1.3%となっています。

(15) 不満に思ったこと

- 福祉サービスについて「不都合や不満を感じたことがある」に回答した方のみお答えください。
○ 不都合を感じたり不満に思ったことはどのようなことですか。
（当てはまる番号すべてに○）

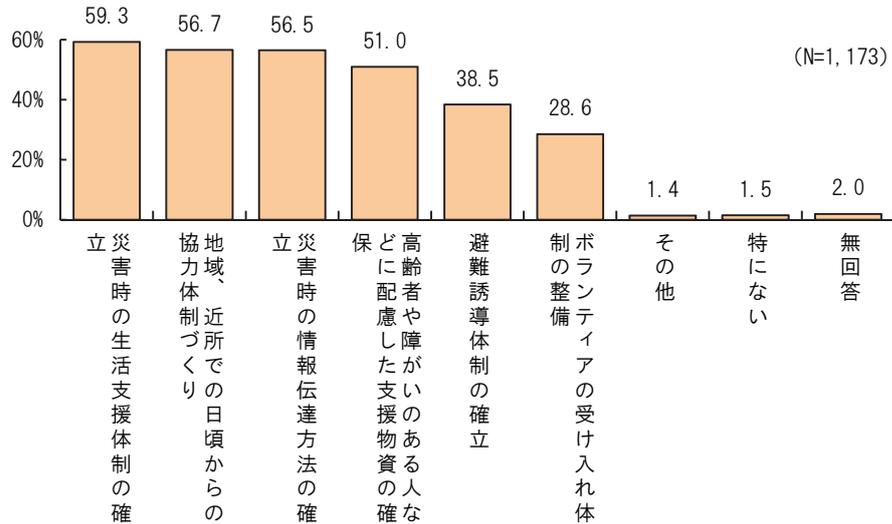


不満に思ったことは、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が44.4%と最も多く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が39.2%、「利用手続きが煩雑だった」が25.5%などとなっています。

(16) 災害時の備えについて市が取り組むべきこと

- 市は地震や台風などの災害時に備え、高齢者、障がいのある人など災害弱者に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきだと思いますか。

(当てはまる番号すべてに○)

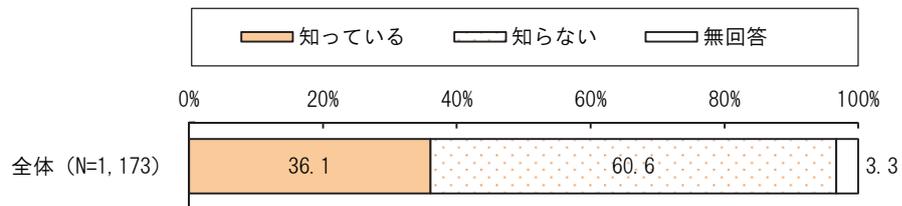


災害時の備えについて甲斐市が取り組むべきことは、「災害時の生活支援体制の確立」が59.3%と最も多く、次いで「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」が56.7%、「災害時の情報伝達方法の確立」が56.5%などとなっています。

(17) 民生委員・児童委員の認知

- あなたがお住まいの地域の担当民生委員・児童委員をご存知ですか。

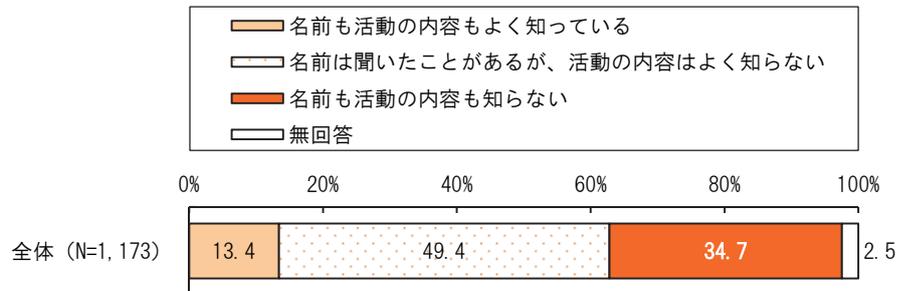
(当てはまる番号1つに○)



民生委員・児童委員の認知は、「知っている」が36.1%、「知らない」が60.6%となっています。

(18) 社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会の認知

- 甲斐市には、地域福祉の推進を図るための諸活動を行う「社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会」があります。あなたは、この組織をご存知ですか。
(当てはまる番号1つに○)

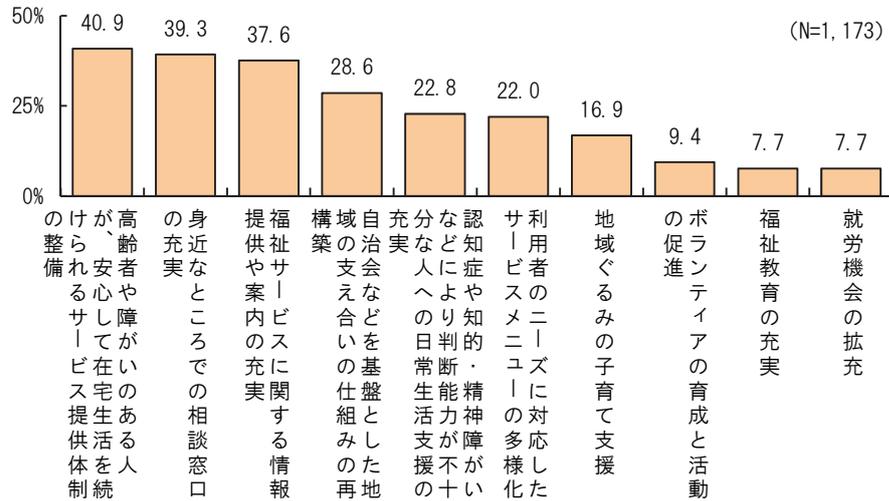


社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会の認知は、「名前も活動の内容もよく知っている」が13.4%、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が49.4%、「名前も活動の内容も知らない」が34.7%などとなっています。



(19) 地域福祉のまちづくりのために甲斐市が取り組むべきこと

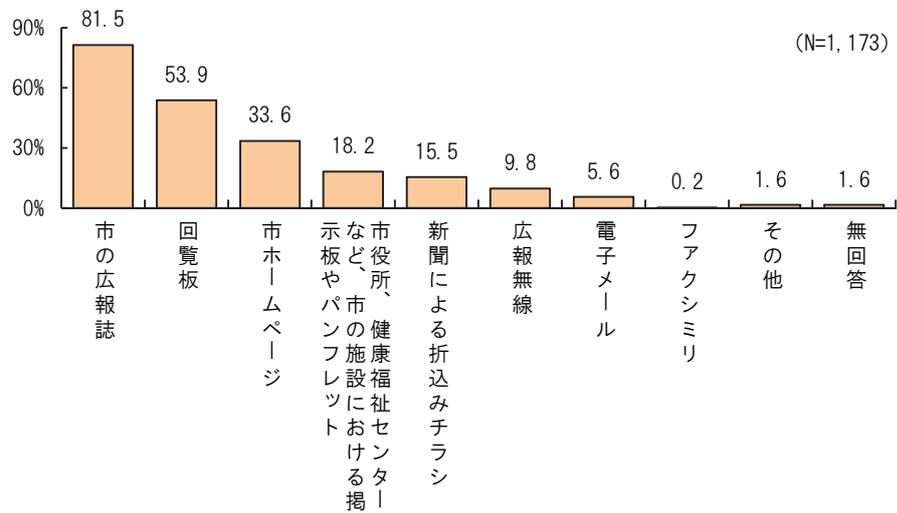
- 今後、地域福祉のまちづくりのために甲斐市はどのような施策を優先的に取り組むべきだと思いますか。(当てはまる番号3つに○)



地域福祉のまちづくりのために甲斐市が取り組むべきことは、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」が40.9%と最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が39.3%、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が37.6%などとなっています。

(20) 希望する情報媒体

- 甲斐市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますか。
(当てはまる番号すべてに○)



希望する情報媒体は、「市の広報誌」が81.5%と最も多く、次いで「回覧板」が53.9%、「市ホームページ」が33.6%などとなっています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、自立した生活を送るために必要不可欠なものです。これは一人ひとりがともに助け合いながら、「第2次甲斐市総合計画」の福祉・健康分野において掲げられている「健やかで心ふれあう安心して暮らせるまち」という基本目標を達成するための根幹となる考え方です。

このことを踏まえ、本計画では、基本理念を次のとおりとします。

一人ひとりが手をつなぎ ぬくもりあふれる福祉のまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標 1 人とのつながりと支え合いを大切にしたまちづくり

基本目標 2 地域生活を支える協働のまちづくり

基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

基本目標 4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

3 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向
<p>基本目標1 人とのつながりと 支え合いを大切にした まちづくり</p>	<p>(1) 地域福祉への意識啓発</p>	<p>①地域福祉の広報・啓発活動 ②地域・学校における福祉教育の推進</p>
	<p>(2) 地域における交流と 生きがいづくり</p>	<p>①気軽にあいさつできる地域づくり ②ふれあい・交流の場と機会の提供</p>
	<p>(3) 地域における協力体制の 構築</p>	<p>①地域活動への参加促進 ②地域における支え合いの仕組みづくり</p>
	<p>(4) ボランティア活動の推進</p>	<p>①ボランティア意識の啓発 ②ボランティア・NPO活動への支援</p>
<p>基本目標2 地域生活を支える 協働のまちづくり</p>	<p>(1) 地域福祉ネットワーク の充実</p>	<p>①地域福祉推進体制の整備 ②地域活動と団体の連携強化 ③地域活動の拠点整備</p>
	<p>(2) 地域を支える 担い手づくり</p>	<p>①社会福祉協議会との連携 ②民生委員・児童委員の活動支援 ③地域ボランティア担い手の育成支援</p>
<p>基本目標3 誰もが利用しやすい 福祉サービスが 提供できるまちづくり</p>	<p>(1) サービスが利用しやすい 仕組みづくり</p>	<p>①情報提供の充実 ②住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備</p>
	<p>(2) 誰もが相談しやすい 体制づくり</p>	<p>①相談窓口の充実 ②相談支援体制の強化</p>
<p>基本目標4 安全で安心して 暮らせる快適な まちづくり</p>	<p>(1) すべての人にやさしい まちづくり</p>	<p>①高齢者にやさしいまちづくり ②障がい者にやさしいまちづくり ③子どもにやさしいまちづくり</p>
	<p>(2) 健康で暮らせる まちづくり</p>	<p>①地域での健康づくりの推進 ②地域医療体制の充実</p>
	<p>(3) 住みやすいまちづくり</p>	<p>①良好な生活環境の整備 ②地域での交通安全対策 ③外出・移動手段の確保</p>
	<p>(4) 安心して暮らせる まちづくり</p>	<p>①災害時や緊急時の支援体制の充実 ②防犯体制の整備</p>

第4章 地域福祉推進のための施策

第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標1 人とのつながりと支え合いを大切にしまちづくり

◎基本施策（1）地域福祉への意識啓発

地域住民がお互いを理解・尊重し合い、支え合う地域を実現するためには、地域福祉に対する正しい理解を持つことが必要ですが、近年、単身世帯の増加や地域社会、家庭の姿が大きく変化していく中で、地域社会においてともに支え合うという意識が低下し、支援が必要である方たちへの理解が、十分ではないことも考えられます。

市では、広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進します。

施策の方向	内容
地域福祉の広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の人権意識や福祉意識の向上を図るために、関係機関や団体と連携をし、広報誌やホームページ等を通じた広報・啓発活動を行います。 ○地域住民が、高齢者や障がいのある人に対する理解が促進されるよう、研修や講演会等のイベント実施を支援します。
地域・学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会等を通して、福祉に関わる研修を支援します。 ○認知症や障がいのある人に対する理解を促進するために、関係機関等を通して、学校教育と連携を図りながら福祉の心を育む教育活動を支援します。

◎基本施策（2）地域における交流と生きがいづくり

お互いに助け合い、支え合う地域を実現するためには、日ごろから地域住民とふれあい、交流する機会が重要です。

しかし、地域でのつながりが薄れ、近所づきあいをわずらわしいと感じる人が増加しています。気軽にあいさつできる地域づくりやふれあい・交流の場と機会の提供を通じて、地域での交流と生きがいづくりの支援をしていきます。

施策の方向	内容
気軽にあいさつできる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に住む誰もが、知り合いのようにならざるにできる地域づくりが推進されるよう努めます。 ○市では、職員への研修を行うことにより、あいさつ運動等を推進し、地域住民への接遇意識を高めることに努めます。
ふれあい・交流の場と機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等の充実を図れるよう市社会福祉協議会と連携して支援します。 ○公民館等の公共施設など、誰もが気軽に集まれる場所の地域活動を支援します。

◎基本施策（3）地域における協力体制の構築

地域福祉を実現するためには、「ともに生きる地域」という視点が欠かせません。そのためには地域で協力し、支え合うことのできる体制を構築していくことが必要です。

しかし、単身世帯の増加等により、地域行事への参加が減少しているだけでなく、自治会（区）への加入率も減少しており、地域のつながりが希薄化しています。

ひとり暮らし高齢者や障がい者など配慮を必要とする人たちは、民生委員・児童委員等を中心としながら、地域全体での関わりによる支え合い・見守り活動に努めます。

なお、市では見守り活動の中心となる民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくりに努めます。

施策の方向	内容
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の情報等を広報誌やホームページ、SNSなどで周知することにより、地域住民が地域活動への参加促進が図られるよう努めます。 ○自治会（区）等における地域活動を支援します。
地域における支え合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、自治会（区）への加入推進に努めます。 ○民生委員・児童委員等による、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの配慮を必要とする人たちへの見守り活動の支援に努めます。

◎基本施策（4）ボランティア活動の推進

少子高齢化が進む中、行政だけでは支えきれない役割を補うボランティアは一層重要になります。

本市においても、ボランティアやNPO活動の担い手の確保だけでなく、多様なボランティアニーズへの対応が課題となっています。

ボランティア意識の啓発やボランティア・NPO活動への支援を通じて、ボランティア活動を推進していきます。

施策の方向	内容
ボランティア意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会を通して、地域における福祉活動の意義・重要性を周知するとともに、ボランティアに関する講座の実施を支援します。
ボランティア・NPO活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会を通して、ボランティア活動を担う人材の確保・育成を支援します。 ○ボランティア団体やNPOとの情報交換や交流を促進し、ボランティアネットワーク構築を支援します。

基本目標2 地域生活を支える協働のまちづくり

◎基本施策（1）地域福祉ネットワークの充実

地域福祉の推進にあたっては、自治会（区）等地域組織が重要な役割を担っています。また、複数の団体や住民が協力することで、これまで解決できなかった課題を解決することも可能となります。

しかし、近年、自治会（区）に加入していない世帯の割合が増加しており、地域コミュニティの希薄化が進行しています。

住民の自治会（区）加入の促進等を通じた地域福祉体制の整備や、地域活動や団体間の連携強化、地域活動の拠点整備を実施することにより、地域福祉ネットワークを充実させます。

施策の方向	内容
地域福祉推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市へ転入する世帯に対して、チラシ等による啓発活動を行い、自治会（区）への加入の促進に努めます。 ○市社会福祉協議会を通して、地域福祉に関する各種団体の活動を支援することにより、地域住民・団体・行政での地域福祉が活性化するように努めます。
地域活動と団体の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会を通して、地域の高齢者団体や障がい者団体等への支援に努めます。 ○各種団体等が交流できる機会を提供し、地域における協働の促進に努めます。
地域活動の拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の拠点となる地域集会施設等の整備を支援します。



◎基本施策（2）地域を支える担い手づくり

地域課題について認識しているのは地域住民であり、地域の人たちが主体的に地域福祉の担い手となって活動することが重要です。

しかし、担い手の高齢化・固定化が進行しており、若い世代の地域福祉活動への参画が不足しています。

社会福祉協議会との連携や、民生委員・児童委員活動の支援、地域ボランティアなど担い手の育成支援を通じて、地域を支える担い手づくりを推進します。

施策の方向	内容
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会が推進する「第2次甲斐市地域福祉活動計画」との連携を図り、地域福祉の向上に努めます。 ○市社会福祉協議会の講座等を、市広報誌において周知し、社会福祉協議会の活動を支援します。
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の活動を市広報誌で周知し、認知度向上に努めます。 ○研修会の実施や、市行政との連携を強化し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努めます。
地域ボランティア担い手の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会を通して、地域ボランティアの育成を支援します。 ○ボランティア交流会や世代間交流事業等を通して、新たな担い手の確保に努めます。

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉サービスが提供できるまちづくり

◎基本施策（1）サービスが利用しやすい仕組みづくり

福祉サービスの充実を進めるとともに、そのサービス内容について住民に周知する必要があります。加えて、住民ニーズに即したサービスを提供していくことも重要です。

しかし、近年、情報伝達媒体が多様化し、一つの情報媒体のみですべての住民に伝えることは困難な状況にあります。また、住民ニーズも多様化しており、個々のケースに応じた対応も必要になってきています。

様々な情報媒体を用いた情報提供の充実や、住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備を通じて、サービスが利用しやすい仕組みづくりを推進します。

施策の方向	内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌の全戸配布や、ホームページ、SNS等の媒体を活用することで、すべての地域住民に情報が伝わる環境整備に努めます。 ○各種相談窓口の充実を図ることによりニーズを捉え、住民にとってわかりやすい情報提供体制の整備に努めます。
住民ニーズの把握とサービスへつなぐ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「市長への手紙」や対話集会、アンケート調査を通じて、住民ニーズの把握に努めます。 ○支援が必要な住民が相談しやすい相談体制を整備し、行政・関係団体との連携を行い、問題解決につながるサービスが提供できる体制の整備に努めます。

◎基本施策（2）誰もが相談しやすい体制づくり

住民が日常で困ったことがあった際に、気軽に相談できる場所があることは、地域で安心して生活できる要素の一つです。近年、市民の福祉課題、生活課題は多様化しています。経済的な困窮、又は社会的孤立といった生活困窮の問題や、自殺といった問題は社会問題にもなっています。住民が抱える問題を早期発見し、深刻な事態に陥る前に適切な対応ができる体制が求められています。

市では、無料法律相談をはじめとした相談窓口支援体制の強化に努め、誰もが相談しやすい体制づくりを目指します。

施策の方向	内容
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者のプライバシーに配慮し、相談サービスの充実に努めます。 ○多様化する住民ニーズに対応できるよう、様々な研修を通して職員の資質向上を図るとともに、専門職員を配置します。
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域相談員である民生委員・児童委員と行政との連携を強化し、地域住民が相談をしやすい環境整備に努めます。 ○様々な相談内容に応じて、市における担当窓口だけでなく、専門機関へつなぐ連携強化を行います。



基本目標4 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

◎基本施策（1）すべての人にやさしいまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、認知症、障がいに対する正しい理解の促進や、権利擁護に関する啓発、成年後見制度などの諸制度利用促進に取り組む必要があります。

また、未来を担う子どもたちが安心して暮らせる環境についても地域における子育て支援のネットワークの充実に取り組む必要があります。

高齢者、障がいのある人、子どもなどすべての人にやさしいまちづくりを推進します。

施策の方向	内容
高齢者にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブなどの各種活動団体の育成や、気軽に過ごせる居場所づくりといった活動を支援し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりに努めます。 ○年金や介護に関わる制度の周知に努め、高齢者が安心した生活ができる環境づくりの整備に努めます。 ○市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等と連携を図り、判断能力が十分でない高齢者が不利益を被らないよう、また、地域で自立した生活ができるよう支援します。
障がい者にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の推進を図り、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。 ○相談体制の強化に加え、関係機関との連携強化を図り、障がいの状態やライフステージに応じた、切れ目のない支援体制の充実に努めます。 ○市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等と連携を図り、障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、また、地域で自立した生活ができるよう支援します。
子どもにやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが地域で、自由に、安全に過ごすことができるよう、子育て支援体制に関わる環境の整備に努めます。 ○子どもの医療費の助成等を行い、子どもが健やかに成長できるよう努めます。 ○関係機関と連携して、子どもへの虐待の未然防止、虐待の早期発見に努めます。

◎基本施策（2）健康で暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生活するためには、健康であることが何よりも重要です。また、医療が必要なときに、住み慣れた地域で受診でき、かつ緊急時の医療体制が整っていることは、住民の安心につながります。

地域での健康づくりの推進や地域医療体制の充実を通じて、健康で暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向	内容
地域での健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が健康診断を受診しやすい体制を推進し、受診率の向上に努めます。 ○生活習慣病や、介護の予防教室等を実施し、地域住民のライフステージに合わせた健康づくりの推進に努めます。
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療機関や専門医療機関等と連携し、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を行い、医療と福祉が連携した地域医療体制の構築を図ります。

◎基本施策（3）住みやすいまちづくり

誰もが地域で安心して生活をするためには、清潔で住みやすい生活環境の整備や、安全に通行でき、利便性の高い交通環境の整備が重要です。

良好な生活環境の整備や地域での交通安全意識の向上、外出・移動手段に対する支援を充実させることで、住みやすいまちづくりを推進します。

施策の方向	内容
良好な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会（区）等が行う環境美化活動に対する支援を行い、清潔で住みやすい環境づくりに努めます。 ○公共施設のユニバーサルデザイン化等を行い、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。
地域での交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや高齢者、障がいがある人など、誰もが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。 ○警察署や交通安全対策関係団体とともに交通安全運動を行って、交通安全に対する意識を高めるよう努めます。
外出・移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が外出しやすい環境を整備するために、タクシー利用料金等の助成を行います。 ○所得が低いひとり暮らしの高齢者が、外出するための環境を整備するため、タクシー利用券及びバス回数券の助成を行います。

◎基本施策（4）安心して暮らせるまちづくり

地域住民が「自分たちの身は自分たちで守る」という意識を持ちつつ、地域全体で防災・防犯対策に取り組む重要性が高まっています。特に、災害発生時において、住民一人ひとりによる「自助」、自主防災組織などの地域コミュニティによる「共助」とともに、「公助」として行政が福祉避難所を開設することや、市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携する防災体制の構築が必要となっています。

また、災害時だけでなく様々な防犯や、高齢者等の詐欺被害や消費者トラブルを防止するため、広報誌等を通じた啓発活動等を行うだけでなく、防災行政無線や自治会（区）放送施設の整備を支援することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向	内容
災害時や緊急時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市総合防災訓練時に合わせ、職員防災初動マニュアルに沿った訓練を行います。 ○避難行動要支援者名簿を整備し、警察、消防、民生委員・児童委員、各地区の自主防災組織等の関係機関と情報を共有し、緊急時の迅速かつ的確な対応が行える体制の強化を図ります。 ○ハザードマップ等を活用した学習機会を増やし、自治会（区）等との連携を図りながら、地域住民が災害に備える意識を高めるよう努めます。
防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロールの実施や、防犯灯（LED灯）の設置を進めます。 ○関係機関等と連携し、防犯に関する情報を積極的に提供し、地域の防犯意識を高め、犯罪が起こりにくい地域づくりに努めます。

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

多様な地域課題や住民ニーズに対応した地域福祉を推進していくには、地域住民をはじめとする一人ひとりができることから取り組むことが重要であるとともに、地域を構成する様々な団体等と行政とが連携して取り組み、協働することが不可欠です。

地域住民や関係団体等が地域福祉に関わるそれぞれの活動に、自主的・積極的に地域福祉活動に参加できるよう、分かりやすい情報の提供など必要な支援を行い、計画に取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価

本計画の点検・評価にあたっては、市所管課が自己評価・フォローを行いながら、計画に基づく事業の実施に努めます。また、市社会福祉協議会による「第2次地域福祉活動計画」との調整を図るとともに、連携を行いながら点検・評価を行います。



資料編

資料編

1 策定の経過

実施年月日	策定経過
平成28年6月24日	第1回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第2次甲斐市地域福祉計画の策定について
7月	アンケート調査の実施
8月	第1回ワーキング会議
11月4日	第2回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第2次甲斐市地域福祉計画に係るアンケート調査結果及び骨子（案）について
12月20日	第3回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第2次甲斐市地域福祉計画（素案）について
平成29年1月10日	厚生環境常任委員会 ・第2次甲斐市地域福祉計画（素案）について
1月	第2回ワーキング会議
1月16日	パブリックコメントの実施（2月10日まで）
2月中旬～3月上旬	厚生環境常任委員会 ・第2次甲斐市地域福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施結果について
	第4回甲斐市保健福祉推進協議会 ・第2次甲斐市地域福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施結果について
	第3回ワーキング会議 ・第2次甲斐市地域福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施結果について
3月	計画の公表

2 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

区分	役職	氏名	職名（関係団体等）
(1) 自治会連合会	会長	三井兵部	自治会連合会会長
		小林一彦	自治会連合会副会長
		山瀬俊彦	自治会連合会副会長
(2) 医師代表（市医）		金丸良文	金丸内科クリニック
		小山武彦	小山医院
		福田徹	福田歯科医院
(3) 民生委員児童委員協議会		中村直明	市民生委員児童委員協議会会長
		日原正	市民生委員児童委員協議会副会長
		大澤孝彦	市民生委員児童委員協議会副会長
(4) 社会福祉協議会	副会長	河西富士雄	市社会福祉協議会会長
(5) 保健・福祉・教育団体代表		中島孝子	愛育連合会会長
		矢崎孝子	食生活改善推進員会会長
		矢口哲也	老人クラブ連合会会長
		小林教夫	市障害者福祉会会長
		宮本保恵	甲斐市障がい児者地域支援連絡会
		深澤美佳	保育園保護者代表（竜王北保育園）
		内藤進	ボランティア協議会会長
		小見山義廣	青少年育成甲斐市民会議会長
(6) 学識経験者		西山豊	教育長
		三枝やよい	介護保険事業者代表（めぐみ荘）
		中村己喜雄	商工会会長

※敬称略

3 用語説明

【本文中の主な用語解説】

アルファベット

N P O (P 24、36)

Non Profit Organization または Not for Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

S N S (P 36、39)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称で、社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

か 行

権利擁護 (P 41)

自己の権利を表明することが困難な人 (寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子ども) の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。

さ 行

サロン (活動) (P 35)

地域で高齢者や障がい者 (児)、子育て中の人、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場のこと。

自主防災組織 (P 43)

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の自主組織。

社会福祉協議会 (P 3以降多数)

社会福祉法109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性を持つ民間の福祉団体。

身体障害者手帳（P 15、16）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満は、その保護者）が申請することによって都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級がある。

生活困窮者（P 1、40）

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。単なる経済的困窮だけではなく、社会的孤立などの課題を抱えている方や、将来的に困窮するおそれのある方も含む。

精神障害者保健福祉手帳（P 18）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、障がいのある方が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度（P 41）

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でなく、自らの権利を守ることができない人を保護・支援する制度。

は 行

ひきこもり（P 35）

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）のこと。

避難行動要支援者名簿（P 43）

国は災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけた。この名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができる。

福祉避難所（P 43）

介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

ま 行

民生委員・児童委員（P 29以降多数）

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っている者。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。平成29年2月1日現在、本市では159人の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が活動している。

や 行

要介護認定者（P 14）

介護保険制度において、介護を要する状態であることを認定された人のこと。要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度がある。

ら 行

ライフステージ（P 41、42）

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

療育手帳（P 17）

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県から交付される手帳のこと。

第2次甲斐市地域福祉計画

(平成29年度～平成33年度)

**平成29年3月発行
甲斐市 福祉部 福祉課**

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

TEL : 055-278-1691

FAX : 055-276-2113

fukushisoumu@city.kai.yamanashi.jp



甲斐市マスコットキャラクター

あまのこ

